

2008年11月28日
ニッセイ同和損害保険株式会社

バンコク国際空港封鎖に伴う海外旅行保険の取扱いについて

2008年11月25日(現地時間)から続く反政府市民団体の占拠に伴い、タイ・バンコク郊外のバンコク国際空港(スワンナプーム国際空港)およびドンムアン空港が閉鎖され、同空港周辺地域に「非常事態宣言」が発令されています。

事態の深刻化を受け、本件につき、海外旅行保険の取り扱いを下記のとおりお知らせします。

1. 保険責任の終期を自動的に延長します

保険期間の末日までに帰国予定であったにもかかわらず、今回の空港閉鎖により帰国できない場合は、海外旅行保険普通保険約款により、空港閉鎖が解除され、帰国が可能となるまでの期間について保険責任の終期を自動延長します。この自動延長に伴う異動手続きおよび追加保険料の請求は不要とします。

(注) 保険責任の自動延長は、空港閉鎖の解除後、手配可能な最短の航空機で通常経路で帰宅する場合に限ります。それ以外の場合は自動延長しませんので、速やかに延長手続きを行う必要があります。

約款の該当箇所は以下のとおりです。

海外旅行保険普通保険約款第3条(責任の始期および終期) (1)および(2)

2. 保険金の支払いについて

現時点では、戦争等免責には該当しないため、通常の保険金支払いとなります。

(おわり)